

第68期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月20日(金曜日) 午前10時

開催場所 大阪府中央区今橋四丁目4番11号
一般社団法人 大阪倶楽部 4階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次	招集ご通知	1
	議決権行使についてのご案内	3
	株主総会参考書類	5
	事業報告	16
	連結計算書類・計算書類	37
	監査報告書	41

インターネット等および書面による議決権行使期限
2025年6月19日(木曜日) 午後5時45分まで

扶桑化学工業株式会社

証券コード：4368

証券コード：4368
2025年6月4日

株 主 各 位

大阪府中央区北浜三丁目5番29号
扶桑化学工業株式会社
代表取締役社長 杉 田 真 一

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第68期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://fusokk.co.jp>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4368/teiiji/>



三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル）

議決権行使書のQRコードを読み取るか、右記ウェブサイト
サイトにアクセスし、ID・パスワードを入力ください。

<https://www.soukai-portal.net>



電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「扶桑化学工業」または証券コードに「4368」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁に記載の「株主総会ポータルのご利用方法・インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

1. 日時	2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時20分）
2. 場所	大阪市中央区今橋四丁目4番11号 一般社団法人 大阪倶楽部 4階（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の電子提供措置掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席される株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。



議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、ご返送くださ
い。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提
出ください。

日 時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案および第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

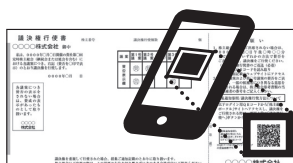
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・ インターネット等による議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限：2025年6月19日（木）午後5時45分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年6月13日（金）午後5時45分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合、同社が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、長期にわたり安定的に株主の皆様に報いるため、累進配当の考え方を採用し、企業価値の向上につとめてまいります。

第68期の期末配当金につきましては、当期の業績を踏まえ、下記のとおり1株につき38円とさせていただきますたく存じます。

なお、中間配当金（1株につき35円）を加えた年間配当金は、1株につき73円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金38円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、金1,339,762,618円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日といたしたいと存じます。

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）の任期が満了いたします。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ふじ おか み さ こ 藤 岡 実佐子 (1955年4月22日生)	1988年 6月 当社社外取締役 1999年 3月 帝國製薬株式会社代表取締役 2011年 3月 同社代表取締役社長（現任） 2017年 6月 当社代表取締役会長（現任） 2020年 6月 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取 締役（監査等委員）（現任）	136,784株
再 任		重要な兼職の状況 帝國製薬株式会社 代表取締役社長 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	

【取締役候補者とした理由】

藤岡実佐子氏は、帝國製薬株式会社において代表取締役社長を現任しており、会社の経営全般に関して豊富な知識・経験を有していることから、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	すぎ 杉 田 真 一 (1955年10月5日生) 再 任	1980年 4月 藤沢薬品工業株式会社（現アステラス製薬株式会 社）入社 2005年 4月 当社入社 2006年 4月 当社ライフサイエンス事業部営業開発本部 企画開発部長 2012年 7月 当社執行役員 当社電子材料本部長 兼 京都事業所長 2019年 2月 当社管理本部副本部長 2019年 6月 当社取締役 当社管理本部長 兼 イノベーション推進室管掌 2020年 6月 当社代表取締役社長（現任）	14,460株

【取締役候補者とした理由】

杉田真一氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性ならびに事業所長および管理本部長としての管理業務より得た知見を活かし、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

3	まさ うじ はる お 政 氏 晴 生 (1967年3月23日生) 再 任	1990年 4 月	当社入社	29,978株
		2005年 7 月	当社電子材料事業本部電材営業開発部長	
		2008年 2 月	当社電子材料事業部門電子材料本部長	
		2008年 7 月	当社執行役員	
		2010年 7 月	当社上席執行役員 当社電子材料事業部長	
		2011年 6 月	当社取締役	
		2019年 4 月	当社常務取締役	
		2020年 6 月	当社専務取締役（現任） 当社イノベーション推進室管掌	
		2024年 4 月	当社ライフサイエンス事業部長（現任）	

【取締役候補者とした理由】

政氏晴生氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性を活かし、経営全般について社長を補佐し運営をサポートしていることから、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

4	ふじ おか 藤 岡 (1988年5月4日生)	あつし 篤 再 任	2019年11月	当社入社	23,692株
			2020年 3 月	帝國製薬株式会社取締役（現任）	
			2020年 7 月	当社執行役員 当社企画開発室長	
			2021年 6 月	当社取締役	
			2024年 4 月	当社常務取締役（現任）	
			2025年 4 月	当社経営企画部長 兼 事業開発部長（現任）	
			重要な兼職の状況		
			帝國製薬株式会社 取締役		

【取締役候補者とした理由】

藤岡篤氏は、経営企画部長および事業開発部長としての経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

5	すぎ もと もと き 梶 本 源 樹 (1968年11月11日生)	再 任	1992年 4 月	当社入社	4,588株
			2010年 4 月	当社電子材料事業部営業開発部長	
			2015年 7 月	当社執行役員 当社ライフサイエンス事業部営業開発部長	
			2019年 4 月	当社ライフサイエンス事業部長	
			2019年 6 月	当社取締役（現任）	
			2024年 4 月	当社電子材料事業部長（現任）	

【取締役候補者とした理由】

梶本源樹氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

6	いとうひろゆき 伊藤 裕之 (1964年10月15日生) 新 任	1987年 4 月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社	
		1994年 5 月 IBJ International Plc 出向	
		1996年 4 月 Daiwa Bank Capital Management Plc 出向	
		2007年 2 月 株式会社りそな銀行金融商品コンプライアンス室長	
		2010年 7 月 同社湾岸エリア営業第一部長	
		2014年 4 月 同社内部監査部長	
		2017年 4 月 当社入社	1,944株
		当社管理本部総務部長	
		2020年 7 月 当社執行役員	
		当社管理本部長（現任）	
		2023年 7 月 当社上席執行役員（現任）	

【取締役候補者とした理由】

伊藤裕之氏は、金融機関および当社管理部門における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社の管理業務およびコーポレート・ガバナンスの強化に貢献できると判断し、新たに取締役候補者といいたしました。

7	みやもと のりかず 宮本 典和 (1967年4月21日生) 新 任	1994年 4 月 当社入社	
		2015年 4 月 当社電子材料事業部京都生産部長	
		2017年 6 月 青島扶桑精製加工有限公司総経理	
		2020年 1 月 当社ライフサイエンス事業部生産本部長	
		2020年 7 月 当社執行役員	
		2023年 9 月 当社鹿島事業所長	2,431株
		2024年 4 月 当社上席執行役員（現任）	
		当社生産本部長（現任）	
		2024年 7 月 当社京都事業所長（現任）	

【取締役候補者とした理由】

宮本典和氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、新たに取締役候補者といいたしました。

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	ひやくしま はかる 百 嶋 計 (1958年12月20日生)	1981年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 1999年 7 月 東京国税局査察部長 2011年 7 月 国税庁長官官房審議官 2012年 7 月 名古屋国税局長 2015年 4 月 独立行政法人造幣局理事長 2018年 4 月 財務省大臣官房審議官 2019年 4 月 追手門学院大学経営学部経営学科教授 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員（現任） 株式会社大阪ソーダ社外取締役（現任） 2019年10月 京都大学公共政策大学院非常勤講師 2020年 6 月 住友理工株式会社社外監査役（現任） 2021年 3 月 公益財団法人国立京都国際会館評議員（現任） 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） 2025年 4 月 京都大学公共政策大学院特別教授（現任） 追手門学院大学客員教授（現任） 重要な兼職の状況 京都大学公共政策大学院 特別教授 追手門学院大学 客員教授 財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員 公益財団法人国立京都国際会館 評議員 株式会社大阪ソーダ 社外取締役 住友理工株式会社 社外監査役	258株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

百嶋計氏は、財務省等で要職を歴任しており、税務・財政・金融をはじめとする豊富な行政経験を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点からその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 百嶋計氏は、社外取締役候補者であります。
3. 百嶋計氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。
4. 当社は、百嶋計氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反を認識して行った行為の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 百嶋計氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める独立性判断基準は、15頁に記載のとおりであります。
7. 上記「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件

監査等委員である取締役平田文明氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ひら た ふみ あき 平 田 文 明 (1955年6月3日生)	1981年 4 月 武田薬品工業株式会社入社 2006年 6 月 三井化学ポリウレタン株式会社（現三井化学株式会 社） 取締役研究所長 2009年 4 月 三井化学株式会社 理事 2012年 5 月 同社理事 鹿島工場長 2016年 4 月 エムシー工業株式会社（現三井化学エムシー株式会 社） 代表取締役社長 2021年 6 月 当社監査等委員である社外取締役（現任）	1,151株
社 外	独 立	再 任

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

平田文明氏は、化学品業界での豊富な経営の経験と幅広い見識を有しており、当社が展開する事業について専門的な知識を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、監査等委員としてその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平田文明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 平田文明氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。
4. 当社は、平田文明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反を認識して行った行為の場合を除く）。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 平田文明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める独立性判断基準は、15頁に記載のとおりであります。
7. 上記「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

【ご参考】取締役スキルマトリックス（2025年6月20日定時株主総会後の予定）

第2号議案および第3号議案記載の取締役候補者を原案どおりご承認いただいた場合の取締役のスキル・経験等は、以下のとおりであります。また、当社取締役会における社外取締役の割合は、3分の1以上（11名中4名）となります。

氏 名	会社における 地位	性別	社外	独立	委員会		取締役の主なスキル・経験等								
					監査等	人事 報酬諮問	企業 経営	サステナ ビリティ・ ESG	技術 研究 製造	営業 マーケティング	グローバル ビジネス	財務 会計	人事 労務	法務・リスク マネジメント	I T
藤岡 実佐子	代表取締役会長	女性				○	○	○					○	○	
杉田 真一	代表取締役社長	男性				○	○		○	○		○	○		
政氏 晴生	専務取締役	男性					○		○	○	○				
藤岡 篤	常務取締役	男性					○	○			○				○
梶本 源樹	取締役	男性							○	○	○				
伊藤 裕之	取締役	男性					○	○				○	○	○	○
宮本 典和	取締役	男性						○	○	○					
百嶋 計	取締役	男性	○	○			○					○		○	
平田 文明	取締役監査等委員	男性	○	○	◎	◎	○		○	○					
江黒 早耶香	取締役監査等委員	女性	○	○	○	○		○			○		○	○	
武内 敬	取締役監査等委員	男性	○	○	○	○	○		○	○	○				

※各委員会の◎は委員長

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員を当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の項目のいずれにも該当しない場合に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、東京証券取引所が定める「独立役員」として届け出ることといたします。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」）の業務執行者（※1）または過去10年間に
において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先（※2）とする者またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、会計専門
家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属す
る者）
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
- ⑥ 当社グループの現在の主要株主（直接または間接に10%以上の当社の議決権を保有）または主要株主
が法人の場合には当該法人の業務執行者
- ⑦ 当社グループが主要株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有）である会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループが借り入れを行っている主要な金融機関（※5）またはその親会社若しくは子会社の業務
執行者
- ⑨ 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付または助成を受けている
者（その者が、法人、組合等の団体である場合は、当該法人の業務執行者）
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しく
は子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間ににおいて上記②～⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①～⑪に該当する者（重要な者（※6）に限る）の配偶者または二親等以内の親族

（※1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であり、業務執行取締役のほか、使用人も含む。（監査役は含まない）

（※2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える支払いを、当社グループから受けた者。

（※3）当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。

（※4）多額の金銭その他の財産とは、①その者が個人の場合には、役員報酬以外の当社グループからの支払額が直近事業年度において年間1,000万円以上、②法人その他の団体の場合には、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。

（※5）主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関。

（※6）重要な者とは、①業務執行者については、取締役、執行役および執行役員、②監査法人および法律事務所等については、所属する公認会計士、弁護士、その他法人に所属する理事・役員ほか、客観的・合理的に重要性を持つと判断される者。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクと政策転換が不確実性を増大させる中、地域ごとに成長に差があるものの、全体として底堅さを維持しました。米国では政策金利の引下げもあり景気は堅調でしたが、新政権の関税政策が消費や投資に下押し圧力をかけました。中国では景気刺激策が実施されたものの、供給過剰や不動産市場の停滞が景気回復の妨げとなりました。日本経済においては、賃金上昇による個人消費の拡大や訪日外国人旅行者数の増加を背景に緩やかな回復を維持しましたが、物価上昇や製造業の弱含みが課題となりました。

このような情勢の下、当社グループは成長を継続するため、中期経営計画で掲げた各種施策を着実に実行しました。具体的には、新規顧客の開拓・既存顧客との関係強化・価格改定、原料資材の安定確保などの営業・購買活動を強化しました。また、2024年4月に発足した生産本部を中心に、生産活動の強化・安定化に取り組みました。

同時に、将来の生産能力拡大に向けた準備も進めており、鹿島事業所Ⅰ期工事は本稼働を開始したほか、京都事業所でも新規製造設備が稼働を開始しており、鹿島事業所のⅡ期工事も順調に進行中です。さらに、グループ内従業員の交流強化によるシナジー創出や鹿島事業所における事務所棟の新設による就業環境の改善、新製品の開発、研究開発体制の強化など、新たな施策も着実に推進しています。

この結果、当連結会計年度の売上高は、69,501百万円（前連結会計年度比17.9%増、10,531百万円増）となりました。利益面では、営業利益は16,230百万円（同46.4%増、5,146百万円増）、経常利益は16,561百万円（同39.4%増、4,678百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,622百万円（同39.3%増、3,279百万円増）となりました。

売上高、営業利益は、後述の各セグメントの要因により増収増益となりました。経常利益は、為替差益が減少しましたが、営業利益の増加により、増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に移転補償金が発生したため特別利益が減少し、固定資産除却損により特別損失が増加しましたが、経常利益の増加により、増益となりました。

事業報告

以下、部門別に営業の概況をご説明いたします。

【ライフサイエンス事業】

ライフサイエンス事業の業績は、外部顧客に対する売上高が36,287百万円（前連結会計年度比6.3%増、2,144百万円増）、営業利益は5,289百万円（同6.2%減、347百万円減）となりました。

国内市場では、食品用途の需要は引き続き堅調であり、工業用途や医薬品・日用品用途での需要が回復しました。海外市場では、欧州・東南アジア向けのリンゴ酸や米国での有機酸で需要を取り込んで増加したほか、中国を始めとするアジア地域でも堅調に推移しました。円安による在外子会社の売上高増加の効果も加わり、売上高は前連結会計年度を上回りました。営業利益は、シェアアップのための価格は正に加えて、円安による輸入価格やエネルギー価格の上昇等のコストアップ要因や、定期修繕を例年より長期間実施したことによる生産量の減少の影響もあり、前連結会計年度を下回り、増収減益となりました。

【電子材料および機能性化学品事業】

電子材料および機能性化学品事業全体の業績は、外部顧客に対する売上高が33,213百万円（前連結会計年度比33.8%増、8,386百万円増）、営業利益は13,171百万円（同74.8%増、5,637百万円増）となりました。

半導体市場は、在庫調整が一巡し、用途による濃淡はあるものの、AI用途を中心に需要は回復しました。半導体市場の回復により主力製品である超高純度コロイダルシリカの販売数量が増加したことに加え、コストアップ要因に対する販売価格改定や円安効果により、売上高は前連結会計年度を上回りました。営業利益は、鹿島事業所の新規製造設備の本稼働に伴う減価償却費や立ち上げに係る費用の増加によるコストアップの影響がありましたが、売上増加による影響が大きく、前連結会計年度を上回り増収増益となりました。

■ 事業区分別売上高

セグメント	金 額 (千円)	前連結会計年度比 (%)	構 成 比 (%)
ライフサイエンス事業	36,287,718	6.3	52.2
電 子 材 料 お よ び 機 能 性 化 学 品 事 業	33,213,808	33.8	47.8
合 計	69,501,527	17.9	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は17,495,621千円であり、セグメント別では次のとおりであります。

〔ライフサイエンス事業〕	1,371,341千円
〔電子材料および機能性化学品事業〕	14,567,022千円
〔全社（共通）〕	1,557,257千円

ライフサイエンス事業における主な設備投資は、当社 鹿島事業所における製造設備工事およびPMP Fermentation Products, Inc.における製造設備の増設工事であります。

電子材料および機能性化学品事業における主な設備投資は、当社 鹿島事業所および京都事業所における超高純度コロイダルシリカ製造設備および付帯設備の建設工事であります。

全社（共通）における主な設備投資は、当社における新研究開発拠点の用地取得であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業展開において、以下を重点的テーマとして取り組んでまいります。

【ライフサイエンス事業】

国内市場では、食品用途の販売は引き続き堅調であり、工業用途や日用品用途での販売も回復傾向にあります。海外市場では、欧州向けのリンゴ酸や米国での有機酸でシェアが回復したほか、中国を始めとするアジア地域を含め総じて堅調に推移しましたが、海外メーカーとの競争は一層の厳しさを増しております。

2025年度はライフサイエンス事業部に国際部を新設して海外子会社5社を管轄することになりました。これにより販売管理や製品の一括管理を実現させ、ライフサイエンス事業利益を最大化できるよう各社との連携を図ります。新規開発品につきましても現地製造、技術サポートを進め、海外での拡販を目指すとともに、既存品についても国内外で生産体制の見直しを図り、効率的な事業運営を進めます。また鹿島事業所内に完成した高純度有機酸“アプリシャス”の拡販に努め、早期の安定生産、新規顧客の獲得に努めてまいります。

販売面では、営業担当者を増員するとともに、重点推進分野を絞り込んだチーム編成をおこないます。製品開発や海外業務の経験者をバランスよく配置し、それぞれの専門性や国際的な視点を最大限に活用できるよう営業体制を充実させ、これまで取り組んできたFFA(※)の販売数量拡大をグローバル市場で取り組んでまいります。オンラインデジタルマーケティングにも力を入れ、商品開発に携わる方々に当社製品の認知を広げるとともに、タイムリーな情報発信・フォローを行うことで、売上増加を図ります。

今後も、果実酸総合メーカーとしてこれまで蓄積してきた販売チャネル、製造・開発ノウハウ、およびグローバルなネットワークを最大限に活用し、市場のニーズにいち早く応えることで、さらなる売上および利益の拡大に尽力してまいります。

※果実酸の特徴を活用したビジネス

【電子材料および機能性化学品事業】

半導体市場は、在庫調整が一巡し、AI用途を中心に需要が回復しました。半導体の高性能化は、トランジスタ素子を形成する前工程を中心に進展していましたが、近年ではアドバンストパッケージ(※)に代表される後工程が主流となっています。さらに、中国市場では旺盛な設備投資に牽引される形で半導体市場の拡大が進みました。このような背景を踏まえ、各社の需要に応えることで、2024年度の出荷数量は大幅に増加しました。

この需要回復と新たに創出される需要の増加に対応するため、2023年4月に完成した鹿島事業所の新設備は、2024年度末にはフル稼働状態となりました。また、2024年10月に完成した京都事業所の新設備も稼働を開始しました。さらに、2025年7月には鹿島事業所でさらなる追加設備の完成を予定しています。これにより、生産能力は2022年度比で1.5倍以上に強化される見込みです。設備増設による生産能力増強に加えて、高濃度・高効率生産品目の拡充を進め、設備面および製品面の両側面から供給能力を強化しました。

サプライチェーンリスクへの対応としては、主要原材料の調達国の分散化や複数購買化を検討・実施しており、原材料調達リスクの低減を継続的に進めています。一方で、米中半導体摩擦やトランプ政権の相互関税の影響など、半導体産業を取り巻く世界情勢には依然として先行き不透明感があります。これらの課題に対しては、情報収集を続けながら必要な対策を講じていく方針です。

研究開発では、従来どおりケイ素化学を基軸として多方面への事業展開を推進しています。半導体分野では、微細化や高集積化が一層進展しており、それらのニーズに対応すべく、様々な大きさや硬さ、表面修飾を施した粒子などの製品開発を続けています。また、半導体研磨用途以外にも、高速通信社会や化粧品用途などに貢献できる特徴的な材料の研究開発を進めています。

※複数のICチップを効率的に組み合わせることで、通信速度や電力効率を向上させる技術

【中期経営計画“FUSO VISION 2025”の進捗状況】

当社は、2021年5月7日に2025年度を最終年度とする中期経営計画「FUSO VISION 2025」を発表し、2023年5月11日に最終年度（2025年度）の経営目標を変更いたしました。

当連結会計年度においては、ライフサイエンス事業で販売数量が増加し、電子材料事業で半導体市況の回復の影響を受けたことで、前連結会計年度と比較して売上高が17.9%増加、営業利益が46.4%増加するなど、大きな成長を遂げました。

中期経営計画の最終年度である2025年度には、当連結会計年度（2024年度）と比較して、売上高の増加は見込まれるものの、大型設備投資による償却費の増加が予想されるため、営業利益は減益となる見込みです。2025年5月12日の決算短信で公表した業績予想は、以下のとおりです。

最終年度の業績予想は、市況の影響もあり、中期経営計画を下回る見込みですが、当社は経営方針として掲げた「既存事業における拡大する需要の取り込みと着実な対応」「新規事業・分野への投資・挑戦」「持続的成長を支える経営基盤の強化（SDGsへの取り組み）」に沿って、引き続き施策を実行してまいります。

区 分	FUSO VISION 2025 2023年5月11日修正計画	当連結会計年度 (第68期)	第69期 業績予想
売上高	850億円（580億円）	695億円	727億円
営業利益	190億円（140億円）	162億円	140億円
償却前営業利益	300億円（200億円）	245億円	255億円

（注）括弧内は、2021年5月7日公表時の最終年度目標です。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分		第 65 期 (2022年3月期)	第 66 期 (2023年3月期)	第 67 期 (2024年3月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	55,760	68,459	58,970	69,501
営業利益	(百万円)	15,034	18,930	11,083	16,230
経常利益	(百万円)	15,509	19,740	11,883	16,561
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	10,890	14,129	8,343	11,622
1株当たり当期純利益	(円)	308.08	400.90	236.70	329.68
総資産	(百万円)	92,009	113,528	133,740	141,502
純資産	(百万円)	75,303	87,502	95,025	104,048

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分		第 65 期 (2022年3月期)	第 66 期 (2023年3月期)	第 67 期 (2024年3月期)	第 68 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	46,166	57,017	47,771	57,450
営業利益	(百万円)	12,288	15,113	8,036	13,047
経常利益	(百万円)	13,970	17,578	10,390	14,730
当期純利益	(百万円)	10,162	13,042	7,737	10,850
1株当たり当期純利益	(円)	287.48	370.05	219.52	307.77
総資産	(百万円)	84,011	103,084	121,504	128,479
純資産	(百万円)	67,427	78,096	83,648	92,025

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社扶桑コーポレーション	60,000千円	100.0%	化学薬品等の販売
青島扶桑精製加工有限公司	4,000千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
青島扶桑貿易有限公司	200千米ドル	100.0%	保税区内での化学薬品等の貿易
扶桑化学（青島）有限公司	7,500千米ドル	100.0%	設備等の賃貸事業
PMP Fermentation Products, Inc.	3千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
FUSO (THAILAND) CO., LTD.	111,000千バーツ	100.0%	化学薬品等の製造、販売

- (注) 1. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。
2. 2024年6月1日付で株式会社扶桑コーポレーションの事業を当社へ移管しております。
移管による連結計算書類への影響はありません。

(7) 主要な事業の状況（2025年3月31日現在）
当社グループの事業の概要は次のとおりであります。

区 分		主要製品（事業）
ライフサイエンス事業	果実酸類 有機酸類	リンゴ酸、クエン酸、グルコン酸、フマル酸等の果実酸類および無水マレイン酸等の有機酸を中心に製品構成しております。果実酸類は飲料、加工食品に使用する酸味料、pH調整剤、酸化防止剤等の食品分野での用途を中心に、洗剤、化粧品、表面処理剤、コンクリート用混和剤、電子機器等の工業分野での用途に至るまで幅広く使用されております。
	応用開発商品	果実酸等の当社グループ製品を原料として、食品分野、工業分野に幅広く用途開発する商品であり、① 麺食品の品質改良剤、② 加工食品の日持ち向上剤、③ 食品製造メーカーにおけるトータル・サニテーション、④ 金属加工の改善等に用いられております。
電子材料および機能性化学品事業	電子材料	研磨剤原料用途として利用されている超高純度コロイダルシリカを中心に製品構成しております。この製品は半導体業界を中心に需要があり、微細化、高集積化される次世代半導体集積回路の製造に必要なCMP（化学的機械的平坦化）スラリーにも対応しております。
	機能性化学品	プラスチック、塗料の添加剤および香料、化粧品の原料としての用途に使用される樹脂添加剤や、精密化学薬品製造の技術を活かしたファインケミカルを販売しております。

(8) 主要な営業所および事業所・工場（2025年3月31日現在）

扶桑化学工業株式会社	当社	本社	大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号
		東京本社	東京都中央区
		新大阪事業所	大阪府大阪市
		京都事業所 京都第一工場	京都府福知山市
		京都事業所 京都第二工場	京都府福知山市
		鹿島事業所	茨城県神栖市
		神戸研究所	兵庫県神戸市
		東京研究所	神奈川県川崎市
		大阪工場	大阪府堺市
株式会社扶桑コーポレーション	子会社	本社	大阪府大阪市
青島扶桑精製加工有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
		支店	中国上海市
青島扶桑貿易有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
扶桑化学（青島）有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
PMP Fermentation Products, Inc.	子会社	本社	アメリカ合衆国イリノイ州ペオリア市
FUSO (THAILAND) CO., LTD.	子会社	本社	タイ国バンコク都

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ライフサイエンス	512名	12名増
電子材料および機能性化学品	347名	6名増
全社（共通）	56名	5名増
合計	915名	23名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（常用パートタイマーを含んでおります。）であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
588名	21名増	41.9歳	12.3年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。）であります。

(10) 借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	8,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,000
株式会社みずほ銀行	3,000
株式会社百十四銀行	2,000
株式会社池田泉州銀行	2,000

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 95,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,511,000株（うち自己株式254,089株）
- ③ 株主数 5,287名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社壽世堂	5,596,265	15.87
帝國製薬株式会社	3,328,000	9.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,157,700	8.96
株式会社薫風舎	2,517,400	7.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,773,100	5.03
大阪中小企業投資育成株式会社	1,490,625	4.23
有限会社帝産	1,375,000	3.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,280,892	3.63
公益財団法人赤澤記念財団	1,000,000	2.84
株式会社百十四銀行	596,400	1.69

(注) 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	7,414	6

- (注) 2024年7月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年8月16日付で対象取締役に對して上表のとおり株式の割当を行っております。当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項 (4)取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤岡実佐子	帝國製薬株式会社 代表取締役社長 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
代表取締役社長	杉田真一	
専務取締役	政氏晴生	ライフサイエンス事業部長
専務取締役	谷村隆史	国際事業部長
常務取締役	藤岡篤	企画開発室長 帝國製薬株式会社 取締役
取締役	梶本源樹	電子材料事業部長
取締役	百嶋計	追手門学院大学経営学部経営学科 教授 財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員 公益財団法人国立京都国際会館 評議員 株式会社大阪ソーダ 社外取締役 住友理工株式会社 社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	平田文明	
取締役（監査等委員）	江黒早耶香	弁護士 シティユーワ法律事務所
取締役（監査等委員）	武内敬	大阪ガス株式会社 顧問 大阪ガスリキッド株式会社 取締役会長 一般社団法人日本ボイラ協会 副会長 大阪国際サイエンスクラブ 理事長 一般社団法人日本エネルギー学会 理事

- (注) 1. 取締役百嶋計氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）平田文明氏、江黒早耶香氏および武内敬氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平田文明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2024年6月21日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、木下善樹氏は取締役（監査等委員）を退任いたしました。

- ②2024年6月21日開催の第67期定時株主総会において、武内敬氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
5. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。
- ①藤岡篤氏は、2024年4月1日付で、取締役 企画開発室長から、常務取締役 企画開発室長に就任いたしました。
- ②2024年4月1日付で、専務取締役 政氏晴生氏の担当が、電子材料事業部長からライフサイエンス事業部長へ変更となりました。
- ③2024年4月1日付で、取締役 梶本源樹氏の担当が、ライフサイエンス事業部長から電子材料事業部長へ変更となりました。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。
- ①2025年4月1日付で、専務取締役 谷村隆史氏の担当が、専務取締役 国際事業部長（米国駐在）から、専務取締役（米国駐在）へ変更となりました。
- ②2025年4月1日付で、藤岡篤氏は常務取締役 企画開発室長から、常務取締役 経営企画部長兼事業開発部長へ変更となりました。
7. 取締役百嶋計氏ならびに取締役（監査等委員）平田文明氏、江黒早耶香氏および武内敬氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役百嶋計氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）ならびに子会社の取締役および監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2025年5月開催の取締役会において改定しております。また、独立社外取締役を委員

長とした人事報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬は、人事報酬諮問委員会に報酬内容を諮問し、答申を受けております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや人事報酬諮問委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 報酬限度額

当社の取締役の金銭報酬につきましては、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会での決議により、取締役は10名以内で、その限度額は年額700百万円（うち社外取締役分年額100百万円）であります。

また、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）につきましては、2023年6月23日開催の第66期定時株主総会での決議により、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額60百万円かつ年間18,000株と定めております。

ロ. 報酬の割合

社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、月例報酬である基本報酬（定期同額給与）と取締役賞与に加えて、譲渡制限付株式報酬を支給しております。固定報酬：取締役賞与：譲渡制限付株式報酬の割合は、50：40：10程度を基準としております。

社外取締役の報酬は、月例報酬である基本報酬で構成されており、原則として取締役賞与の支給はありません。

ハ. 基本報酬（定期同額給与）

取締役の基本報酬額は、各取締役の役割・期待値等を総合的に勘案し、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長 杉田真一氏へ一任することを決定しております。基本報酬は、役職ごとに月額基本報酬の中心となる金額を定め、その金額を中心に上下20％までに調整幅を制限しております。

二. 業績連動賞与等とその算定方法

取締役の賞与のうち業績連動賞与は、短期の利益に連動する賞与であり、その金額は報酬全体の17％程度を基準に、定時株主総会終了後に算定し支給いたします。社外取締役を除く取締役の業績連動賞与の算定方法は、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しており、その内容については、監査等委員会から適正と認められる旨を記載した書面を受領しております。

また、中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを付与する目的で、取締役の賞与のうち一部をサステナビリティに関する評価に連動する賞与といたします。当該サステナビリティ連動賞与は報酬全体の8％程度を基準とし、ガバナンスや人的資本関係を含む複数の項目の評価に基づき職位毎の基準額の上下30％の範囲で支給額を決定します。評価項目は、単年度の指標の達成を基準に評価する項目および複数年単位の改善・向上を評価する項目で構成されており、各取締役に適用する具体的な評価項目およびその構成比率は代表取締役社長 杉田真一氏に一任することとしております。

取締役のその他賞与の額は、当期の業績のほか各取締役の貢献度等を総合的に勘案して、人事報酬

諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ代表取締役社長 杉田真一氏へ一任することを決定しております。

ホ. 業績連動賞与の指標と算定方法

取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.0226193%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しております（1万円未満切捨て）。ただし、基準額に上限値を設定し、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が20,200百万円未満の場合には、業績連動賞与を支給いたしません。

ヘ. 業績連動賞与に係る指標の選定理由

当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としております。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。

ト. 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を支給しております。その内容は、2023年6月23日開催の第66期定時株主総会での決議に基づき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、割当日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、退任時に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与するものです。付与する株式の個数は、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取得並びに内部規程や法令違反の場合の取得制限などについて取締役会で決定しております。

チ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長 杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	372 (8)	216 (8)	125 (0)	29 (－)	7 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	31 (31)	31 (31)	0 (0)	－ (－)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	403 (40)	247 (39)	126 (0)	29 (－)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る指標は、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額であり、その実績値は24,701,104千円であります。当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としております。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。2025年5月改定前の役員報酬等の内容の決定に関する方針に従い、業績連動賞与は、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.029849%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しております（1万円未満切捨て）。ただし、基準額の上限値は6,900千円とし、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が13,700百万円未満の場合には、業績連動賞与を支給いたしません。
3. 非金銭報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しております。非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(4) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額700百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役1名）であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、2023年6月23日開催の第66期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は年額60百万円かつ年間18,000株と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、6名であります。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名であります。

6. 取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長 杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役百嶋計氏は、追手門学院大学経営学部経営学科教授、財務省財務総合政策研究所上席客員研究員、公益財団法人国立京都国際会館評議員、株式会社大阪ソーダ社外取締役および住友理工株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）江黒早耶香氏は、シティニューワ法律事務所に勤務しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）武内敬氏は、大阪ガス株式会社顧問、大阪ガスリキッド株式会社取締役会長、一般社団法人日本ボイラ協会副会長、大阪国際サイエンスクラブ理事長、一般社団法人日本エネルギー学会理事を兼務しておりますが、当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

(注) 取締役百嶋計氏は、2025年4月、京都大学公共政策大学院特別教授、および追手門学院大学客員教授に就任しております。

事業報告

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況および社外取締役にて期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	百嶋 計	14回中14回	—	主に税務・財政・金融をはじめとする豊富な行政経験を有していることから、取締役会において、財務会計・リスクマネジメントに寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。
取締役 (監査等委員)	木下 善樹	3回中3回	3回中3回	主に弁護士としての専門的見地から、監査等委員会委員長を務め、取締役会および監査等委員会において、内部統制システムおよび財務諸表の監査に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	平田 文明	14回中14回	14回中14回	主に化学品業界の経営者としての豊富な経験から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	江黒早耶香	14回中14回	14回中14回	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上や国際的なビジネス、知財管理に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	武内 敬	11回中11回	11回中11回	主にエネルギー業界の経営者としての豊富な事業運営の経験から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上や国際的なビジネスに寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。

(注) 1. 当事業年度開催の取締役会は14回、監査等委員会は14回であり、取締役（監査等委員）武内敬氏の就任

以降開催された取締役会は11回、監査等委員会は11回であります。

2. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が当事業年度に4回ありました。

- ④ 子会社において受け取った役員としての報酬等の総額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況に関する事項

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

2006年6月23日開催の第49期定時株主総会において定款を変更し、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定めをしております。

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人との間に、その事業年度における報酬等の額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 当該事業年度中に辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類

■ 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	67,052,435
現金及び預金	31,295,730
受取手形及び売掛金	16,046,056
棚卸資産	18,153,762
その他	1,571,738
貸倒引当金	△14,851
固定資産	74,449,636
有形固定資産	66,982,585
建物及び構築物	19,435,011
機械装置及び運搬具	18,491,734
土地	8,433,034
建設仮勘定	19,567,556
その他	1,055,247
無形固定資産	4,006,424
投資その他の資産	3,460,627
投資有価証券	714,487
長期前払費用	540,921
繰延税金資産	1,720,436
退職給付に係る資産	247,313
その他	237,467
貸倒引当金	△0
資産合計	141,502,071

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	18,489,603
支払手形及び買掛金	3,073,443
1年内返済予定の長期借入金	3,100,000
未払金	2,625,862
設備関係未払金	6,207,343
未払法人税等	1,847,953
賞与引当金	620,290
役員賞与引当金	52,350
修繕引当金	451,633
その他	510,725
固定負債	18,963,490
長期借入金	16,900,000
退職給付に係る負債	1,463,632
繰延税金負債	303,532
長期設備未払金	137,864
その他	158,460
負債合計	37,453,093
(純資産の部)	
株主資本	99,503,301
資本金	4,334,047
資本剰余金	4,820,722
利益剰余金	91,405,565
自己株式	△1,057,033
その他の包括利益累計額	4,545,676
その他有価証券評価差額金	191,889
繰延ヘッジ損益	8,682
為替換算調整勘定	4,345,103
純資産合計	104,048,977
負債・純資産合計	141,502,071

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		69,501,527
売上原価		43,530,373
売上総利益		25,971,154
販売費及び一般管理費		9,740,645
営業利益		16,230,508
営業外収益		
受取利息及び配当金	352,710	
為替差益	57,042	
その他	67,431	477,183
営業外費用		
支払利息	131,519	
減価償却費	851	
投資事業組合運用損	12,730	
その他	695	145,798
経常利益		16,561,893
特別利益		
固定資産売却益	61,764	
補助金収入	35,432	97,197
特別損失		
固定資産売却損	10,329	
固定資産除却損	381,505	391,835
税金等調整前当期純利益		16,267,256
法人税、住民税及び事業税	4,419,967	
法人税等調整額	224,503	4,644,471
当期純利益		11,622,785
親会社株主に帰属する当期純利益		11,622,785

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

■ 貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額
（資産の部）	
流動資産	53,875,353
現金及び預金	23,776,014
売掛金	14,205,014
商品及び製品	11,644,742
仕掛品	596,787
原材料及び貯蔵品	2,035,197
その他	1,619,057
貸倒引当金	△1,458
固定資産	74,603,780
有形固定資産	63,230,355
建物	14,848,438
構築物	3,425,724
機械及び装置	16,252,021
車両運搬具	17,778
工具、器具及び備品	838,950
土地	8,291,665
リース資産	53,990
建設仮勘定	19,501,787
無形固定資産	3,830,527
投資その他の資産	7,542,897
投資有価証券	714,487
関係会社株式	2,269,307
出資金	14,373
関係会社出資金	1,145,699
繰延税金資産	2,446,311
その他	952,717
貸倒引当金	△0
資産合計	128,479,134

科 目	金 額
（負債の部）	
流動負債	17,801,743
買掛金	3,137,262
1年内返済予定の長期借入金	3,100,000
未払金	2,262,936
設備関係未払金	6,207,209
未払費用	219,154
未払法人税等	1,689,047
賞与引当金	569,614
役員賞与引当金	52,350
修繕引当金	451,633
その他	112,534
固定負債	18,652,262
長期借入金	16,900,000
退職給付引当金	1,458,466
その他	293,796
負債合計	36,454,005
（純資産の部）	
株主資本	91,824,555
資本金	4,334,047
資本剰余金	4,820,722
資本準備金	4,820,722
利益剰余金	83,726,819
利益準備金	103,680
その他利益剰余金	83,623,139
圧縮積立金	67,779
別途積立金	8,233,979
繰越利益剰余金	75,321,381
自己株式	△1,057,033
評価・換算差額等	200,572
その他有価証券評価差額金	191,889
繰延ヘッジ損益	8,682
純資産合計	92,025,128
負債・純資産合計	128,479,134

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		57,450,826
売上原価		36,617,264
売上総利益		20,833,562
販売費及び一般管理費		7,786,231
営業利益		13,047,330
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,633,958	
受取手数料	134,182	
為替差益	26,821	
その他	33,604	1,828,566
営業外費用		
支払利息	131,519	
その他	13,421	144,941
経常利益		14,730,955
特別利益		
固定資産売却益	979	
補助金収入	35,127	36,107
特別損失		
固定資産売却損	8,387	
固定資産除却損	371,462	379,850
税引前当期純利益		14,387,212
法人税、住民税及び事業税	3,437,000	
法人税等調整額	100,000	3,537,000
当期純利益		10,850,212

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

扶桑化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智 英
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、扶桑化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

扶桑化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智 英
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

扶桑化学工業株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長	平 田 文 明 ㊞
常勤監査等委員	
監査等委員	江 黒 早耶香 ㊞
監査等委員	武 内 敬 ㊞

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市中央区今橋四丁目4番11号
一般社団法人 大阪倶楽部 4階
電話 (06) 6231-8361

交通機関

地下鉄 御堂筋線「淀屋橋駅」下車
京阪本線「淀屋橋駅」下車
9号・10号出口より徒歩3分
地下鉄 四つ橋線「肥後橋駅」下車
5-A出口より徒歩5分

お願い

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

■ お土産の配布は取りやめさせていただいております。